

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による特定地域づくり事業協同組合の認定

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第3条第1項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合を認定したので、同法第3条第6項の規定により公示します。

名 称	TOBASE Island Works 協同組合
住 所	熊本県宇城市三角町戸馳1945-1
代 表 者 の 氏 名	古石 恭介
事 務 所 の 名 称	TOBASE Island Works 協同組合派遣事務所
事 務 所 の 所 在 地	熊本県宇城市三角町戸馳449-3
地 区	熊本県宇城市三角町
事 業	組合員のためにする、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
認 定 年 月 日	令和 7 年（2025 年）3 月 1 9 日
認定の有効期間満了の日	令和17年（2035年）3月18日
職員を組合の地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲	なし
認 定 の 条 件	なし